

建政一 304  
平成30年5月25日

各建設業関係団体の長様

秋田県建設部長



県発注工事の前払金の特例措置の継続について（通知）

本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、秋田県では、平成28年度及び平成29年度に実施した県発注工事の前払金の特例措置について、平成30年度以降においても別添のとおり実施することとしたのでお知らせします。

担当：建設部建設政策課  
建設業班

TEL : 018-860-2425

FAX : 018-860-3800



## 県発注工事の前払金の特例措置の継続について

平成30年5月25日  
建設政策課

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）の施行により平成28年度及び平成29年度に実施した県発注工事における前払金の特例措置について、平成30年度以降においても実施することとし、その取扱いを次のとおりとします。

また、本取扱いの実施に伴い、工事請負契約に係る「契約事項」を一部改正します。

### 1 前払金の使途の特例

平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る平成30年度以降の前払金（中間前払金を除く。以下「前払金」という。）について、その使途を現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用まで拡大します。ただし、これらの費用に充てられる前払金の額の上限は、前払金の額の100分の25とします。

※ 国土交通省では直轄工事に係る当該特例措置について、単年度毎に財務省と協議した上で時限的に適用しており、これまで本県においても国土交通省の取扱いに準じて単年度毎に適用期限を設けてきましたが、地方自治法施行規則においては時限的規定がないことから、本取扱いからは適用期限を設けないものとします。

### 2 契約事項の改正内容

今回の取扱いの実施に伴い、前払金の使途にかかる特例措置に対応する規定を追加します。

### 3 適用期日

平成30年6月1日以降に新たに請負契約を締結する工事から適用します。

### 4 経過措置

平成28年4月1日以降に請負契約を締結した工事に係る平成30年度の前払金の使途の特例の適用については、発注者と受注者との間で協議の上、変更契約を締結したものについては今回の取扱いを適用します。

### 5 対応方法

(1) 平成30年6月1日以降に新たに請負契約を締結する場合  
契約締結に当たっては、改正後の契約事項を使用してください。

(2) 平成28年8月15日から平成30年5月31日までに新たに請負契約を締結した場合で、平成30年度に1の適用を希望するとき  
様式1の提出を受け、様式2により変更契約を締結します。

(3) 平成28年4月1日から同年8月14日までに新たに請負契約を締結した場合で、平成29年度までに前払金の使途の特例の適用を受けないで、平成30年度に1の適用を希望するとき  
様式1の提出を受け、様式3により変更契約を締結します。

様式1

平成 年 月 日

契約担当者  
(宛先)

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

変更契約協議書

次の工事について、「平成30年度における秋田県発注工事の前払金の特例措置」の適用を希望するので協議します。

工事名

工事番号

工事場所

契 約 日

契約金額

- 工事の契約書の写しを添付すること。

様式2

## 工事請負変更契約書

工事名

工事番号

工事場所

平成 年 月 日に締結した請負（変更）契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

第53条を次のように改める。

第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

以上の契約締結の証として、本書 通を作成し、双方記名押印の上、原契約書とともに各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

契約担当者

印

受注者

住所

商号又は名称

氏名

印

様式3

## 工事請負変更契約書

工事名

工事番号

工事場所

平成 年 月 日に締結した請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

第53条を第54条とし、第52条の次に次の1条を加える。

第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

以上の契約締結の証として、本書 通を作成し、双方記名押印の上、原契約書とともに各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

契約担当者

(印)

受注者

住所

商号又は名称

氏名

(印)

工事請負契約に係る「契約事項」の一部改正について

契約事項の一部を次のように改訂する。

(新旧対照表のとおり)

(平成30年5月25日建改-304 (平成30年6月1日契約分から施行))

契約事項新旧対照表  
1 通常の契約

	新(改正後)	旧
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかるらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。		(補則) 第53条 削除

2 契約保証を免除する契約

	新(改正後)	旧
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかるらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。		(補則) 第53条 削除

3 継続費による契約

	新(改正後)	旧
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかるらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。		(補則) 第53条 削除

4 全部債務による契約

	新(改正後)	旧
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかるらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。		(補則) 第53条 削除

5 一部債務による契約	新（改正後）	
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。	(補則) 第53条 削除	日
6 役務的保証を付す契約	新（改正後）	
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。	(補則) 第53条 削除	日
7 3年以上債務による契約	新（改正後）	
(補則) 第53条 平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金については、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。	(補則) 第53条 削除	日